

1. 件名「京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更承認に関するヒアリング」

2. 日時：令和元年11月22日（金）17時20分～18時10分

3. 場所：原子力規制庁10階南会議室

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

研究炉等審査部門

戸ヶ崎安全規制調整官、三好安全審査官、木村安全審査官

国立大学法人京都大学 教授 他8名

5. 要旨

(1) 京都大学より、同日に申請された「令和元年11月22日付け19京大施環化第175号原子炉施設保安規定変更承認申請書」について、配布資料に基づき変更内容は、以下に関する事項であることの説明があった。

①令和元年9月19日付けで承認された京都大学複合原子力科学研究所原子炉設置変更承認申請書（研究用原子炉の変更）の変更内容を反映

②令和元年11月22日付けで申請された京都大学研究用原子炉（KUR）及び京都大学臨界実験装置（KUCA）の変更に係る設計及び工事の方法の承認申請書の変更内容を反映

(2) 上記（1）の説明に対して、原子力規制庁から主に以下の点について確認を行い、京都大学から了解した旨回答があった。

①については、9月の規制委員会において、ウラン総量の制限のために設備の改造は行わないことから、運用を確実にすべきとのコメントがあったこと。

②については、液体貯留槽の液量制限は、管理区域外への漏えい防止の堰の設計条件であるため、その数量の明示が重要であること。

6. 配付資料

(1) 京都大学からの配布資料

・2019年11月22日 京都大学ヒアリング資料（その3） 原子炉施設保安規定変更申請について